

津山市公共交通等事業者支援金

津山市では、物価高騰の長期化や労働不足等により深刻な影響を受けている市内の公共交通等事業者（バス・タクシー・福祉タクシー・自動車運転代行）の皆さんに、安心・安全な公共交通の運行を継続していただくため、支援金を交付します。

1 対象

- (1) 市内に本社、営業所又は事務所を有していること
- (2) バス事業者、タクシー事業者、福祉タクシー事業者、自家用有償運送旅客運送登録者（福祉有償運送に限る）、自動車運転代行業者

2 支援額

所有している車両の台数に次の金額を乗じた額を支援します。

- ・バス1台につき 2万円
- ・タクシー1台につき 1万5千円
- ・福祉タクシー1台につき 1万5千円
- ・自家用有償運送旅客運送登録車両1台につき 1万5千円
（福祉有償運送に限る）
- ・随伴用自動車1台につき 1万5千円

3 申請に必要な書類

- (1) 津山市公共交通等事業者支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 企業概要書(様式第2号)
- (3) 運送事業に関する許可証又は認定証の写し(営業許可証等)
- (4) 登録車両一覧(様式第3号)
- (5) 登録車両にかかる車検証の写し(基準日：令和5年12月1日)
- (6) 自動車運転代行業者は、申請車両分の運転代行受託自動車保険特約の記載された契約証の写し

4 申請期間

令和6年2月1日（木曜日）～令和6年2月29日（木曜日）まで

5 申請先・お問い合わせ先

津山市産業経済部商業・交通政策課 公共交通担当

〒708-8501 津山市山北520 東庁舎2階

TEL 0868-32-2075 FAX0868-32-2154

※受付・お問い合わせは、平日の開庁時間（8：30～17：15）です。



津山市公共交通等事業者支援金 Q&A

【対象者】

Q 1 この支援金を受けられる対象者は

A 1 基準日を令和5年12月1日としており、それまでに公共交通等事業者支援金の対象となった事業者を想定しています。

【国・県・自治体の補助金等について】

Q 2 バス運行の補助金を受けている場合、支援金は受けられるのか

A 2 バス運行の補助金については、市が物価高騰も含めて補助金を支払っているため、今回は対象外となります。

ただし、同一車両で路線バスと貸切バスを運行している場合、その車両の主目的が貸切バスの場合は対象とします。

Q 3 国、県、自治体（津山市含む）から、委託を受けた事業で、燃料高騰対策を目的とした委託料の増額を受けたが、この支援も受けられるのか。

A 3 本支援金は、物価高騰や労働力不足等により、影響を受けている公共交通等事業者を支援することを目的としており、燃料費高騰対策を目的にした委託料の増額や補助金を受けている場合は、該当車両については本支援金の対象となります。

Q 4 国及び県等から燃料高騰対策の補助金及び助成金を受けたが、物価高騰対策の支援金は受けられるのか。

A 4 本支援金は、物価高騰や労働力不足等により、影響を受けている公共交通等事業者を支援することを目的としており、燃料費高騰対策を目的にした補助金及び助成金を受けていた場合も、本支援金の対象となります。

【申請書について】

Q 5 印鑑は必要ですか。

A 5 申請書と実績報告書を兼ねているので、申請者の横に代表者印を押印してください。
また、裏面（2枚目）の誓約・同意事項のところは、代表者の自署による署名か、記名・押印をしてください。

Q 6 振込先について

A 6 振込先は、口座名義人が申請の代表者と同じ口座にしか払えません。
通帳をよく確認して、記入してください。

【添付資料について】

Q 7 前回の申請で提出したものは、省略してかまわないか？

A 7 前回提出していても、再度ご提出ください。
車検証などは、期限を確認して、申請日に期限が切れになっていない書類を提出してください。

Q 8 運転代行業だけ受託自動車共済契約証書又は運転代行受託自動車保険特約記載の契約証明書の写しが必要なのは？

A 8 運転代行業の方は、登録車両の確認が出来ないので、保険証又は契約証書で登録内容を確認させていただきます。

Q 9 車検証の使用者と申請者が一致していないが、大丈夫か。

A 9 個人で事業をされている場合、事業用車両か個人用車両か判別できないので、申請者と車検証の使用者が異なる場合は、関係を説明する資料を提出してください。